

## 日本弁理士会副会長として

日本弁理士会副会長 桑原史生



### 1. 主な担当分野

会長は「弁理士会を代表し、その会務を総理する。」(弁理士法第63条第2項、会則第61条第2項も同旨)が、さすがに会長もスーパーマンではないので、副会長とともに正副会長会を組織し(会則第69条第1項)、日本弁理士会として行うべき業務を各副会長が分担している。私の主な担当分野は次の4つである。

- (1) 弁理士法改正
- (2) 知的財産戦略対応
- (3) 司法制度改革対応
- (4) 例規関係

### 2. 弁理士法改正について

ご承知の通り、特許権等の特定侵害訴訟に関して一定条件の下に弁理士に侵害訴訟代理権を与えることを内容とする弁理士法二次改正案が今春の通常国会で可決成立した。我々弁理士が永年切望してきたものであり、その実現に向けてこれまで多大なご尽力をいただいた会員諸兄、とりわけ歴代の正副会長、弁理士法改正特別委員会委員ならびに弁理士政治連盟の幹部の方々には感謝とともに敬意を表したい。

弁理士法二次改正の実現に対しては我々今年度の役員はほとんど貢献していないが、その歴史的な場面に立ち合うことができたことは大きな喜びであった。ただ、4月1日(たまたま月曜日であったことも悲劇であった)に今年度が発足した直後に参衆両院の経済産業委員会および本院での審議日程が入り込んでしまったため、特許庁その他関係各所への挨拶回り等の例年の行事に加えて、やたらと忙しい立

ち上がりの一週間であった。4月5日(金)の夜、ようやく慌しかった一週を終えて役員室で缶ビールを飲みながら「あと360日だ!」とわめいたことを今でも鮮明に記憶している。

弁理士法二次改正の実現後は、来年度からの能力担保研修の実行に向けて着々と準備が進められている。詳細は研修担当の伊藤副会長からの報告を参照ください。なお、能力担保研修に関する政省令は来年1月1日施行予定であるが、その制定作業は11月にずれこむ見込みである。

### 3. 知的財産戦略対応について

我が国産業の国際競争力の強化および経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まってきている中、本年3月小泉総理の下に知的財産戦略会議が開催され、7月3日には「知的財産戦略大綱」が策定された。知的財産戦略会議には小池晃前会長がメンバーとして参加されており、4月から私も随行員として恐れ多くも新首相官邸で総理を初めとする閣僚のご尊顔を仰いでいる。「知的財産戦略大綱」では、具体的行動計画として、<知財の創造推進>、<知財の保護強化>および<知財の活用促進>とともに<知財関連人材の養成と国民意識の向上>が挙げられている。また、これらの施策を迅速且つ重点的に推進させるために「知的財産戦略本部」を設置するとともに「知的財産基本法」を制定すべきものとしており、年内の臨時国会での成案を目指して「知的財産基本法」の検討が進められている。

このような状況に接して、日本弁理士会は、知的財産の専門家集団であることの自覚と責任の下、こ

の9月に「知的財産制度改革推進本部」(議長は笹島会長)を設置して、知的財産戦略会議等における知的財産関連事項の検討の進捗に応じて必要な提言や要望を取り纏めることとした。日本弁護士連合会においても同様の趣旨から「知的財産政策推進本部」を発足させており、必要に応じて両者での合同会合の機会を持って、代理人として協調できる事項については協力ないし連携体制を取って行動することも視野に入れて検討する所存である。

また、<知的関連人材の養成と国民意識の向上>、とりわけ弁理士等の知財専門家の育成については日本弁理士会として責任を持って検討すべき事項であり、法科大学院構想の下で真の意味での知財専門家が育成されるとは考えにくい状況であるため、理工学部に設置可能な専門職大学院としての知財ロースクール構想や、日本弁理士会が主体的に設置運営す

る知財ビジネスアカデミー構想を含めて、知的財産戦略検討委員会を中心として具体的な検討を進めている。

#### 4. 例規関係について

新弁理士法の制定に対応して弁理士会則の改正が行われ、共に平成14年4月1日から施行されているが、その際の作業量が膨大であったこともあって、新弁理士法の趣旨や精神に合致しない規定となっているところが散見されることも事実である。このような状態を放置しておくことは好ましくないので、今年度は例規改正特別委員会を中心として会則等の改正に積極的に取り組んでもらい、例規委員会でのチェックを経て、12月20日予定の臨時総会に諮りたいと考えている。

以上